

2025 年 5 月 12 日

一般社団法人 日本宅配水&サーバー協会

製品水委員会 品質規格部会

労働安全衛生規則の一部改正について（熱中症対策）

拝啓、時下ますますのご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より当協会の活動にご理解とご協力を賜り、誠に有難う御座います。

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が令和 7 年 4 月 15 日に公布され、令和 7 年 6 月 1 日より施行されます。今回の改正により、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際には、熱中症対策の実施が事業者に義務付けられ、違反した場合には罰則が適用されます。

下記 URL や別紙（厚生労働省の関連資料）をご確認いただき、熱中症対策のご対応をお願い致します。

敬具

[改正概要]

◆ 熱中症予防対策の義務化

事業者は、労働者の作業環境や健康状態に応じ、熱中症予防のため、早期発見体制の整備、重篤化防止措置の実施手順作成、および関係作業への周知の義務

◆ 罰則の適用

上記の義務を怠った場合、6 月以下の懲役または 50 万円以下の罰金

◆ 熱中症を生ずるおそれのある作業とは？

WBGT（湿球黒球温度）28℃または気温31℃以上の作業場で、継続して1時間以上または1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業

[関連URL]

[第175回労働政策審議会安全衛生分科会（資料） | 厚生労働省](#)
[職場における熱中症予防情報](#)

[別紙]

◆ 職場における熱中症対策の強化について（厚生労働省）

詳細につきましては、厚生労働省の関連資料等をご確認いただきますようお願い致します。

製品水委員会 品質規格部会では、更なる宅配水業界の健全なる発展を目指して参ります。

委員会活動へのご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



一般社団法人

日本宅配水&サーバー協会

Japan Delivery Water & Server Association

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

- 1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

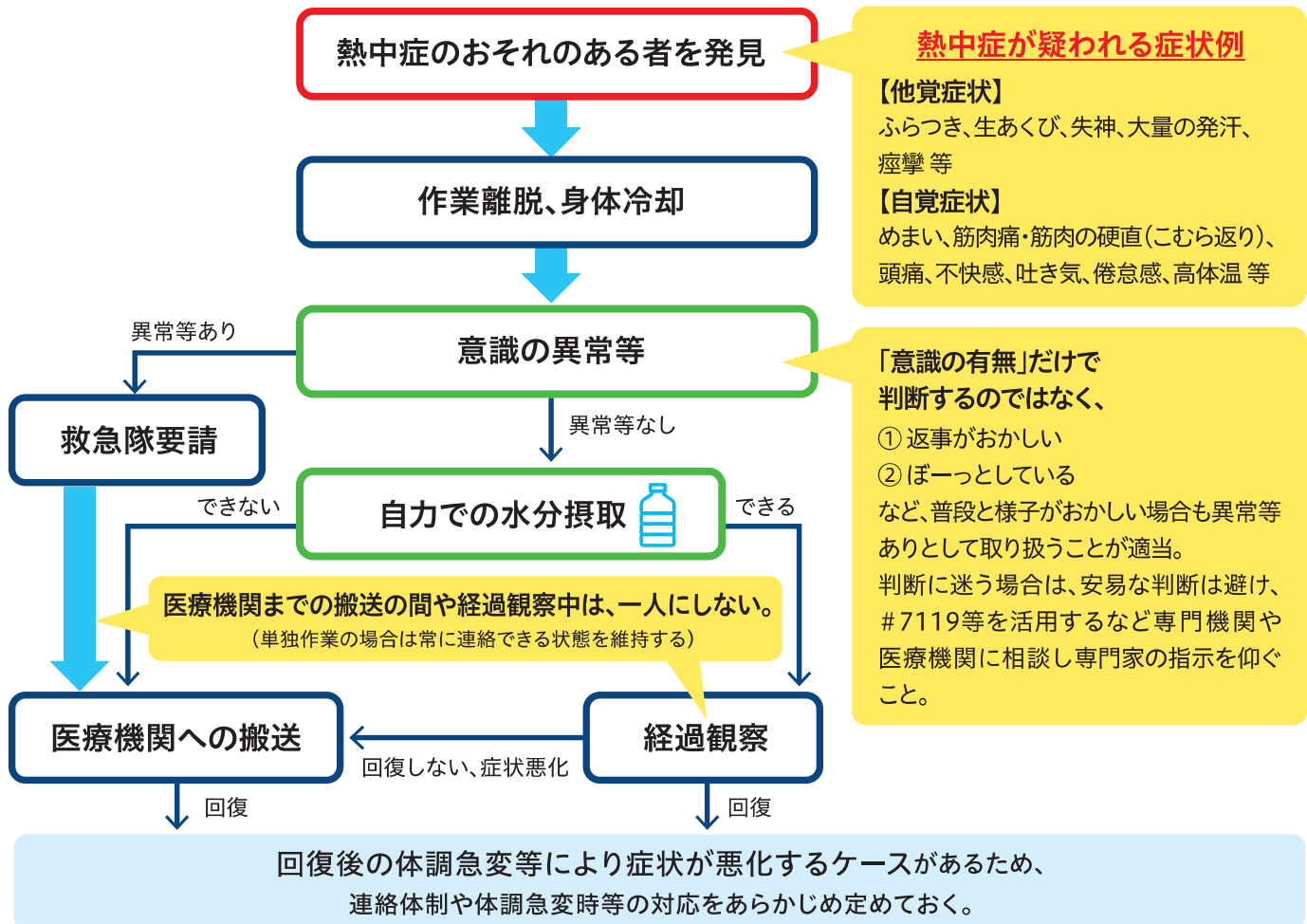
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

